

スマイス・スイミング利用規約

- **第1条(運営)**
 - 本教室の運営・管理はNPO 法人 SMIS(以下スマイスという)があたります。
- **第2条(目的)**
 - 教室は、水泳と通じて親子・友人・指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、社会参加への第一歩とする。また、障がい者スポーツの普及活動を中心に地域社会に於ける健康で明るい余暇づくりの寄与することを目的とします。
- **第3条(会員制度)**
 - 教室は、会員制度(別に定める月会費制)を設けます。
 - (2)スクール会員は、次の各号のいずれかに該当しない方とします。
 - (一)医師の診断により運動に適した健康状態にない方
 - (二)スマイスが会員として、ふさわしくないと判断した方
- **第4条(入会の手続き)**
 - 本教室に入会する時は所定の手続きを行い、必要な料金を支払わなければなりません。(入会金・年会費はありません)
- **第5条(利用区分)**
 - 本教室は別に定めるところにより、利用できる時間及び施設を限定した会員の種別を設けることができます。
- **第6条(休室・休会)**
 - 傷病、その他やむをえない理由で本スクールを1ヶ月以上利用できない場合は、事前に所定の手続きを行なったうえで月単位での休会することができます。
- **第7条(退会)**
 - 会員は退会する場合、所定の退会届を提出しなければなりません。
但し、利用の有無にかかわらず未払いの料金がある場合は、完納しなければなりません。
 - (2)会員が会費等の支払いを滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したものとします。
但し、未払いの料金がある場合は利用に関係なく完納しなければなりません。
- **第8条(規則の遵守および責任)**
 - 会員は本規則・各施設の利用規約および注意事項を守らなければなりません。
 - (2)本教室内で発生した盗難、障がいその他の事故についてスマイスは一切の責任を負わないものとします。
また、会員は事故の責任に帰すべき原因により本教室または第三者に障がいを与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
但し、本教室に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
 - (3)本教室は、(公財)日本水泳連盟補償制度に毎年度加入しております。
- **第9条(未成年者等の取り扱い)**
 - 未成年者や障がい者が会員になるうとするときは、原則として本人の扶養義務者または成年後見人が連署したうえ申し込むものとします。
- **第10条(資格の貸与、譲渡の禁止)**
 - 本教室の会員資格は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。

- **第11条(会員資格の一時停止・除名)**
 - 本教室は会員が次の各号のひとつに該当すると認められた場合は、その会員資格の一時停止または除名を行なうことができます。
 - (一)第8条第1項に違反したとき
 - (二)本教室の秩序を乱し、または本教室の名誉・品位を著しく傷つけたとき
 - (三)本教室に関わる施設・計器を故意または重過失により破損したとき
- **第12条(施設閉鎖・変更)**
 - 本教室は、次の場合施設(教室)の全部または一部を閉鎖することができます。
 - (一)気象、災害その他の理由により、運営が不可能と認められる場合
 - (二)使用する施設の改善または補修のとき
 - (三)地方公共団体もしくはこれに類する諸活動を行なうとき
 - (四)本教室が企画し実施する諸活動を行なうとき
 - (五)運営上重大な理由があるとき
- **第13条(会員資格の喪失)**
 - 次の各号のひとつにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。
 - (一)死亡
 - (二)退会
 - (三)除名
- **第14条(料金の変更)**
 - 経済変動を伴い各種料金を変更することがあります。
- **第15条(休業日)**
 - 休業日については別途定めます。
- **第15条(個人情報取り扱いについて)**
 - 本教室に入会するにあたって知り得た情報は、本教室に関わる名簿や保険に関わることにしか利用しない。
 - (2)本教室が、教室運営の為に知り得た情報を、いかなる理由があっても外部へ漏らしてはならない。
 - (3)本教室の会員が教室に通う際に知り得た他の会員の個人情報についてもいかなる理由があっても漏らしてはならない。
 -
- **第16条(その他)**
 - 本規約第6条(休会)第7条(退会)に関わる届出は、前月25日までとします。
 - (2)プール内での**撮影(写真・ビデオ等)は禁止**とします。
 - (3)月会費については、原則、口座振替でお支払いください。
- **第17条(規約の改定)**
 - 本規約は、必要に応じて改正されることがあります。

平成24年11月1日 制定
NPO法人SMIS